

2022 May

5

No.867

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■佐賀市 蓮池

今月の記事

● 日本年金機構

- ・令和4年度算定基礎届事務講習会について 2
- ・新規適用事業所向けオンライン制度説明会のご案内 2
- ・国民年金保険料額が改定されました 3
- ・令和4年4月から年金額が改定されました 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・健康保険委員にご登録ください 4
- ・健康保険委員新規申込書 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・社会保険事務講習会のご案内 6
- ・ワンポイントレッスン 介護保険料の控除 7
- ・年金相談窓口開設等 8
- ・街角の年金相談センター鳥栖をぜひご利用ください 8

職場内で回覧しましょう

事業主の
皆様へ

令和4年度
算定基礎届事務講習会について



被保険者が実際に受ける報酬と標準報酬月額に大きな差が生じないように、毎年1回、すべての被保険者について、その年の4月・5月・6月に支給した報酬を届け出ていただくことにより、標準報酬月額の見直しを行っています。

例年開催しておりました「被保険者報酬月額算定基礎届」等の事務講習会については、今般の新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえて、令和4年度の開催を見送ります。昨年度同様、会場での開催に代え、日本年金機構ホームページに掲載した資料及び動画を皆様にご覧いただくことにより実施いたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

算定基礎届事務についてご不明な点がございましたら、管轄の各年金事務所へお問い合わせください。

令和4年度の算定基礎届につきましては、**7月11日(月)**までに下記あて郵送によりご提出ください。

〒812-8579 福岡市博多区榎田1-2-55
AP榎田ビル

日本年金機構 福岡広域事務センター



事務担当者
の皆様へ

新規適用事業所向け
オンライン制度説明会のご案内

参加費
無料

通信費は、参加者様のご負担になります。

●日本年金機構 佐賀・唐津・武雄年金事務所が主催する説明会です。

社会保険制度に関して分かりやすくお伝えします。
ぜひ、ご参加ください。

●コロナ禍でも安心してご参加いただけます。

Web会議サービス(Microsoft Teams)を利用し、ご自宅やお勤め先でオンラインで参加できるので、移動や人との接触がなく、安心して受講いただけます。

参加のお申込みにつきましては、日程等が決まり次第ご案内いたします。

ご自宅や事業所内から参加

講師とオンラインでつながるので、ご自宅や事業所内で簡単に参加いただけます。

情報を共有

Web会議サービス上で同じ画面を見るので、講師と参加者様で情報を共有できます。

ご不明な点がございましたら、佐賀県内の年金事務所にお問合せください。

お問い合わせ先

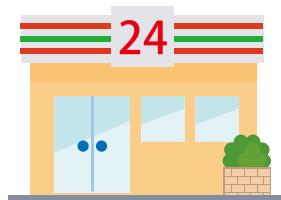
●各年金事務所 厚生年金適用調査課

国民年金保険料額が改定されました

令和4年4月分から令和5年3月分までの国民年金保険料は、月額16,590円になりました。
納めた国民年金保険料は「社会保険料控除」として全額控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

国民年金保険料は金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納付できます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして便利で安心、お得な口座振替もあります。

保険料についてご不明な点がございましたら、お近くの年金事務所にお尋ねください。



お問い合わせ先

●各年金事務所 国民年金課

一般的な年金の加入に関するお問い合わせは

「ねんきん加入者ダイヤル」**TEL 0570-003-004** (ナビダイヤル) をご利用いただけます。

令和4年4月から年金額が改定されました

令和4年度の年金額は、名目手取り賃金変動率(−0.4%)がマイナスとなり、かつ物価変動率(−0.2%)を下回るため、新規裁定年金・既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率(−0.4%)を用いて改定されます。

また、賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行わないこととされているため、令和4年度の年金額改定においては、マクロ経済スライドによる調整は行われません。

なお、マクロ経済スライドの未調整分(−0.3%)は翌年度以降に繰り越されます。

【年金額改定の例】

老齢基礎年金(40年間国民年金定額保険料を納付された方)

令和4年3月まで	令和4年4月から
780,900円(年額)	777,800円(年額)

※年金額改定通知書については、令和4年6月中旬頃送付予定です(一部の方については、令和4年5月に送付される場合もあります。)

お問い合わせ先

●各年金事務所 お客様相談室

一般的な年金相談に関するお問い合わせは

「ねんきんダイヤル」**TEL 0570-05-1165** (ナビダイヤル) をご利用いただけます

社会保険料(国民年金保険料)は納付期限内に納付しましょう。
令和4年5月分保険料の納付期限は**令和4年6月30日(木)**です。

佐賀支部で約1,900名が活動中!
事務手続きや健康づくりに役立つ
健康保険委員にご登録ください!

・登録料
・年会費
無料!

健康保険委員の活動内容

1.事務手続きの相談

従業員の皆さまからの協会けんぽへの各種申請に関する相談、対応をお願いします。

2.周知・広報

協会けんぽからのお知らせの周知や、広報紙・健康情報冊子等の回覧・掲示をお願いします。

3.各種事業の推進

職場の皆さまの健康づくり、健康診断受診の案内など各種事業への呼びかけをお願いします。



強制的なお仕事はなく、日々の業務に支障のない範囲でご協力いただいております。

健康保険委員への特典

★健康保険の事務手続きに役立つ情報が手に入ります!

健康保険制度や各種申請書の記入のポイントについて解説した
「協会けんぽGUIDE BOOK」を配布いたします。



★職場の健康管理・維持増進に!

職場の健康づくり等に役立つ「健康情報冊子」を、
年に4回、季節ごとに健康保険委員限定で配布いたします。



健康保険委員の登録条件

協会けんぽ佐賀支部の被保険者で、上記の活動にご協力いただける方

健康保険委員のお申し込みは5ページをご覧ください

新型コロナウイルス感染のおそれを軽減するため、
各種お手続きは郵送にてお願いいたします。
また、ご相談もお電話にてお願いいたします。

すべての申請は
郵送にてお手続き
いただけます。



メルマガのご登録はこちらから!
役立つ情報が満載です!



《健康保険委員 新規申込書》 (兼FAX送信票)

郵送によるご提出も可能です。



FAX: 0952-27-0617

(協会けんぽ佐賀支部行)

事業所所在地	〒	—
事業所名称		
連絡先	電話番号:	
ご担当者氏名		
健康保険証の 記号・番号	(記号)	(番号)
メールマガジンの 登録(任意)	月に1回、健康保険に関するお役立ち情報や、健康づくりに役立つ情報を配信いたします。 利用規約をご確認いただき、メールアドレスの記入をお願いします。 E-mail: _____ @ _____	

◆2名以上お申込みいただく場合は、お手数ですが本申込書をコピーしてお使いください。

メールマガジンご利用上の注意事項(利用規約)

全国健康保険協会では、メールマガジン配信サービス(以下「本サービス」という)の運営に必要な範囲で、本サービスをご利用される皆様の情報の登録を頂いております。本サービスにおける登録情報の取扱い等につきましては、以下のとおりですので、登録にあたっては、あらかじめ以下の事項をお読みいただき、ご了承のうえ登録をお願いします。なお、本サービスは、その内容によりHTML形式の場合や、テキスト形式でも文字数が多い場合があります。すべての携帯電話での受信に適した形式で配信しておりません。ご登録の際は、パソコンのメールアドレスをご利用ください。

1. 本サービスは、外部の配信業者に委託して行っています。2. 本サービスは、無料(通信料金は除く)でご利用になれます。3. 全国健康保険協会では、本サービスにご登録頂いた情報について、漏えい、紛失、破壊、不正アクセス及び改ざん等を防止するために必要な措置を講じています。本サービスの運営は外部に委託していますが、委託先においても収集した情報の適切な管理のために必要な措置を講じています。4. 登録頂いた情報は、本サービスを円滑に運営するための参考として使用します。なお、メールアドレスについては、メールマガジンの配信のために使用します。5. 全国健康保険協会では、法令に基づき提供することが義務づけられていると解される場合、不正アクセス、脅迫等の違法行為があった場合、その他特別の理由のある場合を除き、収集した情報を本サービスの運用以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。ただし、統計的に処理された当サイトのアクセス情報、利用者属性等の情報については公表することがあります。6. 本サービスは、メールマガジンを配信するため、メールアドレスの入力を必要としますが、これ以外に個人を識別することができる情報は収集していません。なお、本サービスの登録は、登録者ご本人の意思により何時でも解除が可能です。また、情報の変更・訂正も可能です。7. 本サービスでは、ウイルス防止のためファイルの添付は行いません。(添付ファイルのついたメールは偽物です)。8. 万一、内容が不審なメールマガジンを受信した場合は、全国健康保険協会ホームページに掲載のバックナンバーと対比してください。9. メールマガジンの配信については、回線上的問題(メールの遅延、消失)等により届かなかった場合、もしくは文字化けが生じた場合等でも再送信はいたしません。全国健康保険協会ホームページに掲載のバックナンバーをご覧ください。10. 本サービスは、全国健康保険協会の都合により、「全国健康保険協会ホームページ」において予告した後に中止、延期又は廃止することがあります。11. 全国健康保険協会は、本サービスの利用、運用の中止、延期又は廃止等により発生する一切の責任を負いません。12. 登録されたメールアドレスへの配信が連続5回にわたり未着エラーとなった場合、登録メールアドレスは無効として以降の配信を停止します。13. 原則として、配信されたメールマガジンのメールアドレスへの返信でのご意見、ご要望等はお受けできません。14. 本注意事項については、必要に応じて改訂する場合があります。改訂する場合は「全国健康保険協会ホームページ」でお知らせします。

【郵送先・お問い合わせ先】

住所: 〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル
TEL: 0952-27-0612 (企画総務グループ)



全国健康保険協会 佐賀支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

社



社会保険事務講習会のご案内

『算定基礎届、法改正等に関する講習会』

社会保険の算定基礎届や法改正等について学びます。

地 区	日 時	会 場
佐賀会場	令和4年 6月9日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
武雄会場	令和4年 6月13日(月)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
唐津会場	令和4年 6月15日(水)	高齢者ふれあい会館 りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
鳥栖会場	令和4年 6月16日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)

講師 ● 社会保険労務士

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者

社会保険事務担当者の方

参 加 料

会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び令和3年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 **FAX.0952-26-3377**



—〈キリトリ線〉—

社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号			宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『算定基礎届、法定正等に関する講習会』 (佐 賀 ・ 武 雄 ・ 唐 津 ・ 鳥 栖) 会 場 令和4年 月 日 ()		
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒 事業所電話番号 () -		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。



介護保険制度に加入する人

介護保険に加入する人（被保険者）は、その市区町村に住んでいる40歳以上の人ですが、年齢によって次の2種類に分けられ、保険料の納め方などが異なります。

- ・第1号被保険者……65歳以上の人
- ・第2号被保険者……40歳から64歳までの医療保険加入者（被保険者・被扶養者）

第1号被保険者の保険料額は、住んでいる市区町村や所得によって異なり、原則として年金から天引きされます（年金額が15,000円未満の人は市区町村に個別に納めます）。

第2号被保険者の保険料額は、加入している医療保険や所得によって異なりますが、協会健保の場合は保険料に上乗せして納めます（被扶養者は、個別に保険料を納める必要はありません）。

事業所での介護保険料の控除

40歳に達した月（第2号被保険者の資格を取得した月）から65歳に達した月（第2号被保険者の資格を喪失⇒第1号被保険者の資格を取得した月）の前月まで控除します。

【具体例】

1) 第2号被保険者となったとき

- ・S57. 8. 27生（R4. 8. 26 40歳到達）
⇒8月分保険料（9月支払い給与）より控除開始
- ・S57. 9. 1生（R4. 8. 31 40歳到達）
⇒8月分保険料（9月支払い給与）より控除開始
- ・S57. 9. 2生（R4. 9. 1 40歳到達）
⇒9月分保険料（10月支払い給与）より控除開始
- ・40歳に達した月に賞与を支払ったら…
（例）8月27日生 賞与支払い日 8月10日 でも介護保険料を控除



2) 第1号被保険者となったとき

- ・S32. 8. 27生（R4. 8. 26 65歳到達）
⇒7月分保険料（8月支払い給与）まで控除
- ・S32. 9. 1生（R4. 8. 31 65歳到達）
⇒7月分保険料（8月支払い給与）まで控除
- ・S32. 9. 2生（R4. 9. 1 65歳到達）
⇒8月分保険料（9月支払い給与）まで控除
- ・65歳に達した月に賞与を支払ったら…
（例）8月27日生 賞与支払い日 8月10日 でも控除しなくてよい



※65歳からは原則（年金額月額15,000円以上の人）は年金から特別徴収されます。
ただし、65歳到達で特別徴収者として把握され、実際に年金から徴収されるまで、しばらくは納付書により個人で納付することになります。

第2号被保険者とならない人

- ・市区町村に住所を有さない人（海外在住者）
- ・医療保険の被保険者にならない人（生活保護適用者）
- ・医療保険に加入しているが、身体障害者療護施設等に入居している人
- ・在留資格3か月未満の外国人

令和4年6月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
			1 多久市役所 (予約)	2	3 伊万里市役所 (予約)	4
5	6 伊万里市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	7 鹿島市役所 (予約)	8 有田町役場 (予約)	9	10 伊万里市役所 (予約)	11 年金事務所 休日相談日 (予約)
12	13 年金事務所 延長相談 19時まで	14 基山町役場 (予約)	15 多久市役所 (予約)	16	17 伊万里市役所 (予約)	18
19	20 年金事務所 延長相談 19時まで	21 鹿島市役所 (予約)	22	23	24 伊万里市役所 (予約)	25
26	27 年金事務所 延長相談 19時まで	28 基山町役場 (予約)	29	30		

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、出張相談を中止する場合があります。

出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
有田町役場	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受け付けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521(一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書が個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)をぜひご利用ください

相談は予約制となっております

予約専用
電話番号

☎0942-50-8151

日本年金機構は、年金相談のお客ニーズに応えるため「街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)」を鳥栖市役所東別館1階に開設しております。

同センターでは社会保険労務士等が年金事務所と同様に、国民年金や厚生年金保険の受給に関するご相談や手続きを無料で行いますので、是非ご利用ください。

また、お客様をお待たせすることが無いように、相談は原則予約制となっています。

【場所】鳥栖市役所東別館1階 【時間】平日の8:30～17:15(土・日・祝祭日・年末年始を除く)



お問い合わせ

- 佐賀年金事務所 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所 TEL0955-72-5161
- 武雄年金事務所 TEL0954-23-0121

自動音声後、担当部署のダイヤルを押してください(音声途中で可)。

お客様相談室：① 厚生年金適用調査課：③
国民年金課：② 厚生年金徴収課：④

事業所の所在地や名称等に変更があった場合は当協会にもお知らせください

届出は **FAX.0952-26-3377** か **郵送** でお願いします。 一般財団法人 佐賀県社会保険協会

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

会員事業所登録事項変更届

佐賀県社会保険協会あて

令和 年 月 日

会員整理番号		電話番号	
事業所名		ご担当者名	

《該当する欄をご記入ください》

変更後

事業所名	
所在地	
電話番号	